

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する法改正事項説明会
議事録

日時：平成31年2月25日（月）14：00～15：00

場所：原子力規制庁 13階会議室A

議事

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、時間になりましたので、核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する法改正事項説明会を開催させていただきます。

本日は、月末のお忙しい中、本説明会に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

私、今回の説明会の司会進行をさせていただきます、核燃料施設等監視部門の熊谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、こちらの前に座っている説明者が担当で内容のほうを御説明させていただきます。まず名前を紹介させていただきます。同じ核燃料施設等監視部門の関です。

○関（核燃料施設等監視部門） 関です。よろしくお願いいたします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） その隣が検査総括課と申しまして、検査制度全般を担当している総括課の伊藤でございます。

○伊藤（検査監督総括課） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） その隣が、こちらの皆様の使用施設の直接の規制の担当の本多でございます。

○本多（研究炉等審査部門） よろしくお願ひします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） その隣が技術基準、今日で言うと品質管理基準の担当の佐々木でございます。

○佐々木（技術基盤課） よろしくお願ひいたします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 以上が本日の説明者となっております。

今回の趣旨を御説明いたしますと、このような説明会は2年前の平成28年3月に法律が施行されたときに説明会を開催させていただきまして、当時は法律の概要だとか、申請書の記載とか郵送先、立入検査の内容等を御説明させていただいたところです。

本日は、その2年間の間に規制制度の検討が進みまして、その内容を御説明させていた

だくものです。本日ご参加の非該当使用者の方々とは、なかなか保安検査等でお伺いする機会がなく、こちらの情報をお伝えする場がないことから、本日と水曜日ですけれども、説明の場を設けさせていただきました。短い時間になりますけれども、何か疑問点等や日常感じられていること等があれば、忌憚なく御意見をいただければと思います。

本日は、前のほうにカメラが回っていますが、これは欠席された方にも同じ情報を届けるということで、YouTubeという形で配信したいと思っていまして、映像を撮らせていただきますけれども、御質問等、これが回っているとなかなか出にくいということもありますので、名前を名乗る必要はございません。皆さん所属の名前はなしでどんどん質問していただければと思います。

3時までの1時間を予定していますが、皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に沿って内容を説明させていただきます。

まず初めが議題1の核燃料物質使用者に関する2020年4月施行予定の法改正事項でございます。説明は検査監督総括課の伊藤のほうからお願いいたします。

○伊藤（検査監督総括課） すみません、検査監督総括課の伊藤です。

では、議事に従いまして、資料1の説明のほうをさせていただきます。ページ数でいうと1ページ目です。

ちょっとタイトルのほうを読ませていただきますと、核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する2020年4月施行予定の法改正事項ということで、簡単に新しい法と、あと検査制度の話をさせていただきます。

2ページ目です。まず御存知のこととは思いますが、政令第41条非該当の使用者とはということで、こちらのほうに書いてあります。

まず、その定義づけですけれども、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に掲げる核燃料物質を使用する者以外の核燃料物質を使用する者というふうになっておりまして、具体的な位置づけのほうは、その下の箱のほうに記載されております。

簡単に申しますと、原子炉等規制法は、すみません炉規法とちょっと略称で読ませていただきますけれども、炉規法の中で核燃料物質の取り扱いの量が少ない使用者のことを挙げております。具体的には、ちょっと細かい字で書いてありますが、例えばプルトニウムですとか、ウランですとか、そういったものの量がここにありまして、この量を超えない人たち、下に満たないと書いてありますが、核燃料物質を保有する施設のこ

とを指しております。今こちらのお集まりいただいている皆さんのことということになります。

めくっていただきまして、3ページ目になります。

今回、炉規法のほうを改正いたしまして、改正したのが平成29年4月14日になっております。こちらのほうは段階的に施行していくということになりまして、早い順に第1条、第2条、第3条ということになっております。第3条が来年の4月ということになります。2020年4月です。そこで全ての炉規法が変わると、施行されるという形になります。

どういったところが変わるかというところを下にまとめてございます。左側が現在の炉規法、右のほうが2020年4月から施行される法律ということになります。

上から順番に見ていきますと、まず使用者、貯蔵、廃棄及び運搬の基準というところで、以前の現法のほうでは、その中の第57条の4と5、こちらのほうに規制委員会のほうで定める技術基準がありますけれども、こちらに従って保安のために必要な措置を講じるというふうに定められてございます。こちらが新しい法になりますと、その新しい法の中の第56条の3で、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置を要求して、一括でここに書いてございます。これはもう既に第1条改正ということで、施行が済んでおりますので、もう既に発している内容となります。

その下になります。施設の使用の停止等というところですがけれども、現在の現法のほうではなかったものですがけれども、新法のほうになりますと、第56条の4条に明示してございます。中身が規定に違反する使用者に対しまして、施設の使用の停止の命令ができる、追加されるということになりました。これも第1条改正ですので、既に施行されている話ということになります。

三つ目です。使用の廃止に伴う措置ということで、現法のほうですと第57条の6条になりますけれども、使用の廃止に伴う措置として、その計画のほうを認可を出してもらおうということになります。で、我々のほうで認可をすると。新法のほうになりますと、これがちょっと条項がずれてまして、第57条の5になりました。これだけです。これも第2条のほうですので、既に施行済みということになります。

一番ちょっと気になるところが、その次の話だと思います。原子力規制検査に基づく監督ということで、新法のほうに新しく追加されている話でございまして、第61条の2の2の部分です。原子力規制検査というものを受検しなければいけないということになっております。これは第3条改正ですので、来年の4月以降、4月に施行というふうになっており

ます。後ほど説明いたします。

最後、現法のほうの使用の許可、こちらのほうが新法に新たに追加されまして、第52条の2の第10項にて、保安のための業務に係る品質管理の体制整備の許可が必要となります。この品質管理のほうは、後ほど資料2のほうで説明させていただきます。

では、次のページにいきまして、これから4ページ目、5ページ目で、先ほど話しました第1条改正、第3条改正というものが出てきましたけれども、そのポイントをお話させていただきます。

まずは4ページ目のほうで、第1条改正のほうをお話させていただきますと、もちろんこの改正のほうは皆様非該当等使用者のみならず、いろんなことが記載されているところではございますが、今回は対象者が非該当使用者ということで、そこに絞ってお話させていただきます。

簡単に申しますと、まず現行の法制度のほうでは、基準のほうが第57条と第57条の4、第57条の5のところでありまして、措置を要求しております。その要求に対して当該措置が十分でなかった場合には、我々規制側のほうから必要な措置を命令することができるというものが設けられておりました。それが下のほうに矢印が書いてありますけれども、保安上必要な措置の命令の仕組みの設定ということで、核燃料の使用者の皆様には、他の原子力施設との整合を図りまして、他の原子力施設の例えば発電所ですとか、サイクル施設ですとか、そういったところはもう既になされているところではあるんですけども、第57条ですとか、第57条の4、5、こちらで義務付けられている措置などを踏まえまして、規制機関、我々ですね、のほうからの保安上必要な措置の命令ができるということになりました。

これが第1条の大きなポイントとなっております。

第3条にいけます。5ページ目です。では、第3条は一体どういったところがポイントかといいますと、まず上の丸にあります原子力事業者等に対する検査制度の見直しというところで、大きなところなんですけど、事業者の安全確保に関する活動全てに対しまして、今まではさまざまな検査がありましたけれども、原子力規制検査という統合された検査の下、懸念事項を重点的に確認する検査となります。それによって安全性向上につながるのではないかなというふうに思ってた制度でございます。

具体的には、基準適合性を維持いたしまして、規制委員会のほうで事業者の保安活動の全てをチェックできる仕組みという形でつくってございます。

二つ目の丸ですけれども、品質管理の要求をさせていただいております。こちらのほうは後ほど説明がありますので、ここでは詳しい説明は割愛させていただきます。

最後の丸です。検査等に係る規定の整備ということで、今までは立入検査の運用はされておりましたけれども、今度の2020年4月、来年ですね、4月からは原子力規制検査という名前をもって運用させていただくということになります。

その下にちょっとポイントが書いてありますけれども、まず第1条改正、先ほどお話ししましたけれども、ここで義務づけています保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置の活動、これを我々の検査のほうで監視させていただくと。いわゆる対象とさせていただくということになります。ただし、こちらのほうは例えばサイクル施設ですとか、大きな施設ほどリスクのない皆さんの設備に対しては、ここにはグレーデッドアプローチと書いてありますけれども、ある程度配慮した形で監視させていただくというふうに考えております。

6ページ目になります。こちらのほうで、先ほどから検査制度の話を私のほうでさせていただいておりますけれども、具体的にはどういった内容で検査を回していくかというのがこちらに見える化された図になってございます。まずは検査官、我々原子力検査官が検査をいたします。この一番上にあります黄色い箱の部分です。

基本検査とかありますけれども、こちらで検査をいたしますと、もし何か変わったことがあれば、現場の検査官は気付き事項を見つけるわけです。何か変わったと。その気付き事項をオレンジの真ん中のほうに書いてありますけれども、個別事項の重要度評価ということで、その気付き事項が重要なものなのか、重要であればどの程度重要なものなのかというところを評価いたします。

ちなみに、その評価の重要度の大きさによりまして、色づけをするということになっております。どうでもいいものであれば、マイナーと。事業者の活動の中でクリアにできるというものであれば、緑と。重要なものであって、我々行政の何かしらの対応が必要であるというものになれば、白、そこからは黄色、赤というふうにどんどん重くなってきます。何か検査官が気付きます。それを評価いたします。その評価をした上で、どれだけリスクが高かったか重要かというところで、色付けをしていくという行為がここでなされます。この後に事業所ごとにそれをトータルで1年に1回見まして、どれだけ何か起きた場合、それがどれくらいのもだったかというところをトータルパッケージで総合評定をいたしまして、次年度の検査に我々のほうで反映していくという形になります。

ここでちょっと御注意いただきたいのは、今までもそうでしたけれども、何か法令違反ですとか、規定違反ですとか、そういったものがあれば、これまでどおり行政の措置をとらせていただくということになります。これがオレンジ色のところから、左のほうに矢印が出ている赤い線のところですよ。何かしら法令違反があれば対応措置をとると。それとはまた別に法令違反ではないかもしれないですけども、皆様の活動のパフォーマンスに何かしらの問題があるということになれば、それを評価して総合的な評定につなげていくというふうな二つのパスで今我々活動を考えてございます。これが新検査制度の概略ということになります。

めくっていただきまして、こちらのほうは来年の4月施行に向けて我々のほうでいろんな書類の作成を行っております。その体系を表したのが、こちらの図になります。これらは全てホームページに載せるかどうかはまだ未定ですけども、多分ホームページだと思いますが、皆様に見える化できるような状態にいたします。これを見ていただいて、我々どういった検査をするかとか、そういった予見性を持って活動していただければというふうに思っております。

ただし、これは発電炉用につくっているものでして、もちろん中身のほうは非該当の皆様に合わせて形のグレーデッドアプローチも考慮してつくろうと思っておりますので、今検討中なところでございます。

8ページにいきます。6. フリーアクセスを確保した監視の運用手法の検討というところなんですけれども、ここで多分初めてお聞きする方もいらっしゃると思います。フリーアクセスと。フリーアクセスといいますのは、いわゆる我々検査官が皆様の、例えばいろんな情報ですとか、場所も含めて、自由にアクセスできるというツールでございます。とはいうものの皆様のルールに従った上で、我々検査官は動かさせていただきます。現場に行きまして、何か気付き事項、疑義が生じた場合、例えばこのフリーアクセスと称していろんな資料を見せていただくかもしれないです。または現場に行くかもしれないです。その現場のところには例えば施錠管理されている場所もあるかもしれないです。その施錠管理されている場合があれば、皆様のルールに従って鍵を借りて、中に入って我々のほうで確認させていただくという行為があります。

こういったのを総称してフリーアクセスという名前にしてございます。このフリーアクセスを使いながら、我々先ほどまで話しました原子力規制検査というものをやり、皆様の活動を監視させていただくということになります。

最後のページが参考資料でございますけれども、これは全体的な検査制度の見直しの基本的な考え方を書いているものでして、簡単にお話しますと、基本理念のところの赤字で書いているところですが、事業者の安全確保に関する一義的責任が果たされ、自らの主体性により継続的に安全性の向上が図られるというのが基本理念になっております。言いかえますと、原子力の安全を守るのは皆様事業者の責任ですというところがございます。

では、我々規制側の責任は何かといいますと、規制要求、こちらを皆様にわかるように明確に提示すると、設定するということとなります。その明確にされた規制要求を皆様に認識いただきながら、日々の原子力安全の活動に勤しんでもらうという形となります。

以上、ざっと説明いたしました。

○古作（検査監督総括課） すみません、検査監督総括課の古作から少しだけ補足をさせていただきます。

少し資料のほうで今説明させていただいた資料ですと、5ページのところに原子力規制検査については、事業者の安全確保に関する活動全てというふうに記載させていただきましたけれども、法律の規定からすると、安全確保全てというのだとちょっと言葉足らずでして、安全の関係だけではなくて、核物質防護の関係も検査制度の中に入っております。特に政令非該当の使用者の方々については、安全の関係からは施設検査なり保安規定の制定といったものがしなくていいということになっておりますけれども、核物質防護の整理のほうで規定されている政令はまたレベルがそれぞれ違いますので、場合によっては核物質防護規定は定めているという方もいらっしゃるかもしれませんので、そちらがある場合には核物質防護についても検査としては対象になるということは少し補足させていただきます。

その点で申し上げますと、本日参考資料としてつけさせていただいたものが、今回改正する法律のそのものについてをお示しさせていただいてまして、参考1がその法律の部分になります。第3条改正は、その参考1の最初のページの左下から第五十二条、その後、右側にいっていただいて、第六十一条の二の二といったところで、こちらが原子力規制検査の検査対象を定めているところでございます。

この第六十一条の二の二の第1項第1号は事業者検査についてのもので、こちらについては皆さん対象にはならないところです。同じように第2号も直接は関係しません。もし核原料物質の使用というのもあるようですと、ここの第2号のロというところが核原料物

質の使用についての技術上の基準の遵守状況ということで検査対象になるというところがございます。

次の第3号につきまして、保安規定なり、認可事項についてということで、イについては保安規定ですので、皆様は直接関係がないというところですが、次のページいただいていたロが核物質防護規定ということで、今少し補足させていただいたところになります。

そのほかハで廃止措置についてありますので、皆様が廃止措置計画を定めるというようなことがあります、その部分は検査対象になるということになります。

そのほか、ヘのところではクリアランスになりますけれども、放射能濃度の測定、評価の方法といったところについても検査をさせていただくことになります。

その次の第4号が措置の実施状況ということで、こちらのところで先ほどお話のあったようなところの条文が少し第1条改正で修正をされているところですが、イが防護措置、ロが保安のための必要な措置ということで、第56条の3第1項というようなことが入っているということで、主にこちらの部分で保安活動全般を確認させていただくというようなことをお話をさせていただいたということで、少し補足をさせていただきます。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ありがとうございます。

議題の一つ一つで区切って質疑を受け付けたいと思いますが、今の新検査制度全般のところ御質問がある方、挙手をお願いいたします。

前から3列目の方。

○参加者 御説明ありがとうございます。ちょっとすみません確認なんですけれども、先ほどの参考資料1の法律のほうで、第六十一条の二の二で、ちょっと私の事業所が核原料物質のみの取扱でして、もしかしたらここに来たのが関係ないのかもしれないんですけど、一応届出の使用という形でちょっと私も東濃なんですけれども、やらせてもらってまして、ちょっともしかしたらひっかかるのかもしれないというので来てみたんですけども、一応先ほど説明だと第六十一条の二の二、ロのところ、一応核原料物質のところがありますと言われたんですけども、こちらが今後核原料物質の届出の使用のところは関わるのかなという再確認なんですけれども。すみません、よろしく申し上げます。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

おっしゃるとおりでして、今回は政令非該当使用者の説明ということで、核原料につ

いて特化して触れないような形での説明になってしまったんですけれども、私は期せずしてしゃべってしまったからなのですが、核原料物質使用者についても検査対象になっています。

ちょうど開いていただいたので、参考資料1の第六十一条の二の二の一番最初の文章を見ていただくと、原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、検査を受けなければならないということになっていまして、核原料物質の使用についても検査の対象になります。

ただ、核燃料物質の使用に比べてリスクは低いところではありますので、頻度についてはより低い状態にしようと思っておりますので、まずは政令該当の使用についてどの程度検査をすべきかといったことを踏まえて、政令非該当の使用はどこかと。さらに核原料物質についてはどうかということで、徐々に程度を下げていくといったところをこれから具体化をしていきたいというふうに思っております。

○参加者 わかりました。ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○参加者 頻度に関しまして御質問がありまして、2年半ほど前の説明会で平均して10年に1回で、ある程度、前回の結果が悪かったら10年短くて、前回よければ少し延びるということでしたけれども、今回はそちらに関しては変更はありませんでしょうか。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

頻度についてはこれから整理をしていきたいと思っております。やる内容については今御説明しましたとおり、基本的には規制要求を変えていませんので、見る内容については基本的には同じになります。

一方で、制度の全般の理念としましては、形式主義に陥らずに、本来の意味合いとして安全を確保していく、あるいは確実に防護をしっかりとっていくといったような目的に応じた適切な検査をしていきたいというところですので、効率的にやっていきたいというものなんですけれども、一方で、10年の頻度というのが適切なかどうかといったことは改めて先ほどお話したように政令該当の使用から、非該当、核原料といったところでどういうふうに配分していったらいいかといったことはこれから検討ですので、どちらかという10年よりはもう少し頻度は上げつつも、効率的にやっていきたいという方向ではおります。

具体的なところは、また核燃料施設等監視の部門のほうで検討をこれから進めようと

いうところでございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また後からでも質問の機会がございますので、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

次の議題は品質管理の体制に関する要求事項ということで、こちらは規則という形で新しく制定されまして、非該当の皆様方にも要求に係る事項ですので、これに特化して説明させていただきます。お願いします。

○関（核燃料施設等監視部門） 品質管理の体制整備に関する要求事項について。

はじめに、2020年4月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正され、使用の許可申請書に品質管理に必要な体制の整備に関する事項が追加されるとともに、新たに原子力規制検査が開始されます。

また、これにあわせて「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下、品質基準規則）が導入され、使用者（政令41条非該当）にも適用されることとなります。

本日は、品質基準規則の概要を御紹介するとともに、使用者（政令41条非該当）の皆様をお願いする事項について御説明いたします。

品質基準規則とは。目的。原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保すること。

内容。・国際規格（ISO9001やIAEA基準）に過去のトラブル事象の反省等を反映した品質マネジメントシステム(QMS)要求事項を定めたものです。

計画、実施、評価、改善のサイクル（PDCAサイクル）を回すことにより、原子力安全に関わる業務の継続的な改善の実施を求めるものです。

マネジメントレビューや内部監査などを含んだ多岐にわたる内容となっておりますが、放射線による有害な影響に人及び環境が晒されるリスクの低い使用者（政令41条非該当）への適用には、原子力の安全性の確保に与える重要性に応じた適用（グレーデットアプローチ）を行うことを検討中です。

今回の規制制度の見直しの基本的考え方として、事業者の安全確保に関する一義的責任が果たされ、自らの主体性により、継続的に安全性の向上が図られるということがございます。

今から品質基準規則に基づく自主的な改善活動の例を御紹介いたします。

核燃料物質の入ったドラム缶を保管廃棄している部屋の見回り時に、ドラム缶に結露が付いていることを発見！そのままにしておくと、ドラム缶が錆びて核燃料物質が漏えいする可能性が懸念されました。

原子力の原子（ゲンコ）ちゃん登場です。

「核燃料物質の閉じ込めの機能低下のリスクが高まっている。どうかしなくては。」

「うーん。何か改善策はないかな〜。」

「そうだ！除湿器を設置して部屋の湿度を下げよう！」

除湿器を置いて部屋の湿度を湿度計で監視測定した結果、湿度の低下は見られたもののドラム缶への結露の付着は続きました。

ゲンコちゃん。「改善策を実施したのに！ショック！」

「う〜ん。どうしてかな〜。」

ゲンコちゃん、現場を注意深く観察しました。結露はドラム缶の下部に集中しており、ドラム缶をコンクリートの床面にそのまま置いていることに気がつきました。

「そうだ！床面の温度がドラム缶の下部に伝わって結露が発生したのかも。ドラム缶の下にパレット（すのこ）を敷いてみよう。」

パレット（すのこ）を敷いた結果、ドラム缶への結露は改善されました。

「ヤッタ！」

皆様へのお願い。原子力安全の向上のため、日常の業務において懸案事項がないか、常に意識して、皆さん御自身が探しにいき、継続的な改善を行ってください。ゲンコちゃんは最初改善策を立てましたが、うまく改善できませんでした。改善策を立ててうまくいかなければ、もう一度評価を行って改善策を見直してください。そして、実行してください。ゲンコちゃんは現場を注意深く観察することで新たな原因を見つけだし、改善策を立て、実行した結果、ついに改善できました。原子力規制検査におきましては、皆様の自主的な改善活動を確認いたします。

上記改善につきまして、記録の作成及び保存を法令で要求することを検討中です。つきましては、自主的な記録の作成・保存をお願いいたします。記録には実施日、実施内容、実施者などを記載ください。現行の核燃料物質の使用などに関する規則、第2条の11、記録での使用者、政令41条該当要求は以下のとおりですが、品質基準規則の導入を踏まえ、政令41条非該当にも品質マネジメントシステムに関わる記録類を求める可能性がございますので、確定され次第、提示いたします。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ただいまの議題2、品質基準規則の説明でございました。

続けて、資料3のほうにまとめを1枚入れております。こちらも続けて説明させていただきます。

資料3でございますけども、今後、必要な手続を抽出しました。

まず、手続で必要なのが、この一番上の上段の法律関係で、2020年4月施工分、これに関して、議題1の説明でもありましたとおり、今の使用許可に品質管理に必要な書類を添付というのがちょっと求められていまして、これを4月以降、7月までの間に提出いただくこととなります。

これ、どういうものを提出したほうがいいのかというのが、不明瞭だと思いますので、追って、こんな様式のものをつけてくださいという具体例を示したいと思います。それを見にくっつけるものを参考にさせていただければと思います。

二つ目が、規則関係ですね。規則関係、先ほど説明がありましたとおり、施設管理をしっかり改善を回すようにしてほしいということと、あと、先ほど品質管理の記録類ですね、これの保存なんかも、この規則で求められることとなりますので、これも決まった段階で、どういうものを何年残してほしいかというのは、具体的にお示ししたいと思います。

今の時点では決まっていませんので、この程度の情報しかお伝えできないんですけども。

三つ目の欄が、議題2で説明があった品質基準規則ですね。さっき、ちょっと漫画的な事例として改善活動の例がありましたけれども、あのような改善をこの原子力の保安の観点でも実施してくださいということが要求されます。

これ検査で行ったときに、こんな改善していますよという何か一例でも示していただければいいと思います。

続けて、その下に、説明会等や使用施設全般のこの問合せ先もつけておりますので、適宜、こちら御覧いただいて、わからないところや不明点はお問合せいただければ、その都度回答をさせていただきます。

連続になりましたが、資料2、3の説明でございます。

資料3の、すみません、裏面の説明が抜けていまして、今日の説明会資料は、原子力規制委員会のこちらのページを参照いただければ、電子ファイルでダウンロードすることで

きますので、御活用いただければと思います。

では、今の品質基準規則や手続の関係で、御質問や御不明な点がある方の挙手のほうをお願いいたします。

では、どうぞ。

○参加者 すみません。先ほどの改善の記録の詳細みたいなのは、いつごろ我々に公開していただけるのでしょうか。

それまでは自主的に何か記録をとって保管しておけというふうに言われましたけど、それはいつごろ、書式とかですね、どういうふうにすればいいのかとか、そういうことはいつごろ公開していただけるのでしょうか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） これ、今の使用の規則、規則の改正作業を今は進めておりまして、本年の10月ごろパブリックコメントを出す予定で検討を進めておりまして、10月ごろには確定しますので、そのあたりで周知のほうをさせていただきたいと思います。

○参加者 20年の4月でしたよね。ですから、それには十分間に合うような時間でということですね。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 半年前以上にはお伝えできると思います。

○参加者 わかりました。ありがとうございます。

○古作（検査監督総括課） すみません、ちょっと検査監督総括課から今の回答について、若干、訂正と補足ですけれども、パブリックコメントはもう少し前にして、下期には準備段階に入れるようにというふうに進める予定でおります。まだ、不確定な部分はあるんですけれども、その点を御理解いただきたいということと。

あと、今日の参考資料の参考2のところ、規則及びその解釈といったことの現状、政令該当の使用者までのところで、試運用ということでいろいろと検討作業を進めておりまして、その際に使うものとして、まだ、これからブラッシュアップする版ではありますけれども、提示しておりますので、現段階から少しずつ見ておいていただけると、どういう要求がされるのか、この部分は本当のところ、どう運用したらいいのかというところの疑問点なども出てくると思いますので、ぜひ、見ていただき、不安なところは御連絡いただければというふうに思っています。

今の説明資料のほうでは、すごく概略で説明をさせていただきましたけれども、品質管理のこの基準の中では、大きくはいわゆるPDCAを回すということではあるんですけれども、それに当たって要求事項が何かということをはっきりさせると。それに対応した活動をし

っかりやるということがまずあって、それを実施状況として見て、改善すべきところを改善していくということになりますので、その点がまず押さえられるといいだろうということですから、第1条改正で要求事項についての体系的な整理も少しされていますので、その点をあらかじめ振り返っておいていただければ、より移行しやすいのではないかなというふうに思います。

もう一つは、大きく事業者検査が導入される場所、使用者においては使用前検査が対象になる、政令該当の方々というところにつきましては、検査の独立性というのがこの中でうたわれておきまして、その点についても、かなりよく整理しておかないと、実施が難しいといった点がございます。

政令非該当の方々には、具体的にその検査ということの要求は直接はないのですが、けれども、施設の維持をしていく者については、何らかそういったところの独立性なり、信頼性を確保するための活動というの、多少なりともかかってくる部分がありますので、その点も意識をしておいていただければというふうに思います。

具体的にどの程度やればいいのかというのが、やはり不安に思うというところだと思いますので、その点を先ほども検査の頻度のときにもお話しましたが、上流のほうから、どの程度のところで押さえればいいのかというのを具体化を進めていきまして、ある程度見通しが立ったところで、また御紹介をして、問題のない活動として、どうしていけばいいのかといったところをお話しできればと思っております。そういったところは、来年度の上期のほうで話を進めまして、下期には、具体的にこういうような形でやればよいといったことを御提示できればというふうに思っております。

○参加者 すみません、今の件で追加なんですけど、そのことに関しては、また、こういう説明会があるということよろしいんですか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） また、機会を設けたいと思います。

ほかにもございますでしょうか。

どうぞ。

○参加者 今、資料2を御説明いただいて、7ページ、今、見えているところなんですけど、例示的にお示しされたんだとは思いますが、使用規則の記載、記録事項ですかね、使用規則だと品質保証計画は令41条に係るものに限るとあるんですけども、それでも品質基準規則の導入の後には、令41条非該当の施設にも品質保証計画を求める、そういうことをこのスライドでは御説明されているのでしょうか。

使用規則では求めがないんだけど、今後はそれを求めると、そういう意味ですか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） そうです。現行は、非該当の方にはそもそも品質保証自体の要求がございませんので、今回の基準の導入に伴って、同じような、これ例示ですけど、3年間保存してくださいとか、何を保存してくださいという、こういう具体例を示す可能性がありますという説明です。

○参加者 ということは、使用規則のほうも、これは変わるという……。

○熊谷（核燃料施設監視部門） 変わります。

○参加者 合わせて変わる。承知いたしました。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作から今の点の補足ですけども、先ほど、ほかの政令該当の使用までの方については、試運用を実施しているというお話をさせていただきましたが、それに当たって、いろいろ各種文書類を試運用版としてホームページに公開をしております。

ちょっと、今回、URLの御紹介は入れてないかと思うんですけども、検討チームという場所のところに検査制度の見直しに関する検討チームというのがございまして、今年の9月3日のワーキンググループといったところで、その資料1-1を開いていただきますと、この中でもろもろ提示をさせていただいています。

すみません、ちょっと今は開いている最中なので、少しお待ちいただければと思いますけれども。

その中で、使用につきましても、ほかの事業とは違って使用前検査というものになっていたり、その中で技術上の基準というものの規定の仕方もほかとは違いますので、その内容についても整理をしているところでございます。

同じ資料のところに、今日は参考資料で提示をさせていただいている基準規則についても提示をさせていただいているところです。

参考資料3で、右肩に9月3日と書いておりますのは、そのワーキンググループで出しているというところでございまして、使用の許可のときに、そもそもその許可事項として提示をなささいということで法改正しておりますので、それを踏まえて具体的な作業を進めていただくということになります。

その関係から、具体的にはこの中で、ページを少しめくっていただくと、この段階では、まだ記録のところについては検討中ということで、具体的なところは記載をしていなかったかと思います。

8ページが一番下のところに記録、下から6行目のところに、第二条の十の二（略）、ああ、すみません、記録だからその下ですね、十一というところで、別途検討しますということでペンディングな状態ではあるんですけども、もろもろ整理をして、先ほどお話をした品質記録については、もともと条文で規定されていますので、どの程度の形で記録要求をすべきかといったことを、これから整理をしていきたいというふうに思っています。

せっかくですので、ほかの条文についてもお話させていただくと、9ページ、10ページのところで、第一条改正で整理をされた以降の部分で、追加で記載をしているところがございます。

具体的には施設管理ということで、先ほども少しお話しした設備を維持しなきゃいけないといったところについて、どういうことをやらなきゃいけないかといったことについて、追加要求をした形で提示をさせていただいていまして、これも非該当の使用の方については、容器で保管をしているということであれば、容器に腐食がないかとかというところを見ていただければいいということだと思いますし、換気設備があるようであれば、その換気設備の維持管理をしていただくといったようなことで、機能が維持できているということ、どのように確認していくかといったところを整理をしておいていただければというところでございます。

そういったところで、幾つか関係する部分がありますので、こちらのほうも御一読いただいて、不安な面があれば御連絡いただければというふうに思います。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） そのほかございますでしょうか。

どうぞ。

○参加者 御説明ありがとうございます。

弊社みたいな施設は、一応、保安規定を持っていないということになっているんですけども、今後の検査におきましては、どのルールに従って御確認いただくのがちょっとわからなくなりました、例えば、うちですと今は社内ルールというのができていて、それに従っているかを見るというような感じの自主的な活動確認なのか、それとも、今度、添付されるような品質保証の計画書に基づいて見られるのか、その辺、少し教えていただければと思います。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課から御説明します。

法律上は先ほど御説明したように、第61条の2の2といったところで検査事項が定まって

いまして、皆様方で言えば、具体的には、今、規則のほうで御紹介をしたところの条文についての要求について対応しているかという確認になります。

ただ、その規則で書いてあることは形式的なので、具体的に各使用者において、どういうことをやらなきゃいけないのかといったことが見えないところがありますけれども、その対応については、基本的には許可の際に確保しなければいけない機能って何か、何を守っていくかといったことを整理をしていただいていると思いますので、その内容について確保していくといったような活動だと思っていただければ結構です。

ですので、保管であれば保管について、漏れないような状況になっているよねというようなことを確認していただいたり、実際に出して使うような方については、その際に散逸してないように管理できているか、フードで使う場合には、そのフードの風量が維持できているかといったようなことを、確認を定期的にしていただくとかということをやったいただくというのがイメージでございます。

具体的には、その点、昨年からやっております立入検査のときにお話しさせていただいていると思いますので、そういったところが継続してされていればというところでございます。

その点をより効率的にお話しさせていただく上では、先ほどお話ししたように、使用者の皆様方が要求事項って何なのか、許可で約束したことって何なのかといったことを、しっかりと整理をしておいていただいて、我々検査官が伺った際に、尋ねたらすぐに、そういうところをこういうふうにやっていますというふうにお答えいただくと、効率的に進むかなというふうに思っておりますので、その点、準備をしていただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ほかございませんでしょうか。

どうぞ。

○参加者 前半の話でもよろしいですか、検査の。検査制度のほうの6ページの話なんですけど、左のほうに法違反の枠があって、真ん中のほうは、法違反ではないけれども改善したほうがいいよというような内容ということで、その右のほうに、結果の通知・公表というところに矢印が行っているところなんですけど、ここの結果の通知・公表の公表のところなんですけど、特に。これは、何か今までと変わるようなイメージがあるのか、ないのか、その法違反でないところも公表するという意味合いになっているのかどうかということをお伺ひしたいんですけれども。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作です。

この点はまだ十分整理をしておりませんが、現状で立入検査の結果としては、年1回、4月か5月か、整理をして、委員会のほうに報告をするという形で公表をしてございます。

同じようにといたしますか、ほかの保安検査、現状だと保安検査で、そちらのほうは四半期に1回、委員会に報告しておりますけれども、そのときに一緒に報告するようなイメージなのかなとも思っております、いずれにしても何らかの形で報告書といったことをまとめて公表するつもりです。

一応、どの程度、皆さん、結構、使用者の数が多いので、どういった形で報告書をまとめるのかというのは、これから整理をしたいというふうに思っています。

○参加者 令41条非該当であれば、今までそれほど軽微といいますか、違反ではないものについて深く公表はされなかったと思うんですけども、その辺、特に違いはないようなイメージでしょうか。

○古作（検査監督総括課） 大きく細かく書くということではなくて、他の事業者についても、実質、現場を見るということを重視をして、あまり書類をつくるということに重みを置かないようにというふうに考えておりますので、認識としては大きくずれてないかというふうに思います。

○参加者 ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ほかにございますか。予定の時間まであと5分ほどありますけども、この機会にという方はいらっしゃいませんか。

では、おられないようなので、後日でも結構ですので、資料3に連絡先やメールアドレスをお示ししましたので、何か御不明な点がありましたら、こちらのほうにお問い合わせいただければ、個別に御回答させていただきます。

本日、冒頭に御説明しましたとおり、本日の概要は後日、ホームページに映像とともに資料をアップさせていただきますので、また、復習の意味も兼ねて御覧いただければと思います。

それでは、本日は法改正説明会ということで、皆さん、お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

これで終了させていただきます。失礼します。

6. その他

配付資料

- 資料1 核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する2020年4月施行予定の法改正事項
- 資料2 品質管理の体制整備に関する要求事項
- 資料3 核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関連する文書類と必要な手続き等（一覧）

参考資料

- 参考1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
- 参考2 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び解釈（試運用版）
- 参考3 核燃料物質の使用に関する施行規則 試運用版